

# サークル活動規約

## サークルを作る上での条件

- ・サークルの構成員に本学の学部生 10 名以上が含まれること。
- ・サークルの代表・副代表者は本学の学部生が担うこと。
- ・サークル活動が、宗教または政治に関与しないこと。
- ・サークル活動が、賭博、飲酒を目的としていないこと。
- ・登録用紙、会員名簿を提出していること。

## サークルの義務

- ・年 2 回（5 月・12 月）のサークル連絡会議に出席すること。
- ・毎月の活動報告書を提出すること。

## サークルの権利

- ・新入生歓迎会期間中、ビラ配りや勧誘活動が出来る。
- ・POP、ポスターの掲示が出来る。
- ・八王子祭で模擬店・展示・企画・発表などが行える。

## 公認サークル・準公認サークル

新規登録したサークルを準公認サークルとし、以下の条件を満たしているサークルは、自動的に公認サークルとして認められる。

- ・1 年以上の活動実績があること。
- ・活動報告書を毎月自治室に提出していること。
- ・年 2 回（5 月・12 月）のサークル連絡会議に出席していること。

## 公認サークルの特典

工学院大学学生自治会常任委員会サークル会役員が公認サークルと認めたサークル団体には以下の特典があります。

- ・部室棟サークル室内のロッカーの利用が出来る。
- ・合宿などで利用することのできるセミナーハウスの利用申し込みが出来る。
- ・八王子キャンパス内に立て看板の設置が出来る。（学生課の許可が必要）
- ・新入生歓迎会の際、教室での活動説明会、ステージでの宣伝を行う事が出来る。
- ・新入生歓迎会の白封筒のビラ代を自治会が負担する
- ・八王子祭で模擬店を出店する際、機材借用費を自治会が負担する。

## サークル活動をする上での注意事項

- ・全てのサークルはサークル会のもとにその活動を行う。
- ・他人の迷惑となる場所で活動しない。
- ・コートや体育館は無断で使用しない。
- ・コートや体育館等の貸出申請を行っている場合、キャンセルしない限り必ず使用しなければならない。
- ・毎月提出の活動報告書は、翌月の始め1週間で提出する。  
※自治員に手渡しをお願いします。
- ・サークル団体登録（新規・変更フォーム）は次年度更新まで有効なため、毎年5月のサークル連絡会議に参加し登録の更新を行うこと。
- ・サークル登録の受付期間は5～12月の間のみ。
- ・八王子キャンパス外でのビラ配りや勧誘を行ってはならない。
- ・構内にてビラ配り、看板設置、勧誘活動などを行う際には事前に自治会室に報告と書類の提出を行ってから学生課に申請すること。
- ・学生課に報告する義務があるため、部員の人数に変更がある場合はサークル団体登録フォームの更新、提出をすること。
- ・責任者または責任者の連絡先が変わる場合は、サークル団体登録フォームの更新、提出をすること。
- ・サークルを解散する場合は自治会室まで報告にくること。

以上の事に違反したサークルは活動停止処分などの措置があります。

何かトラブルやわからない事があつたら、下記連絡先までご連絡ください。

こちらからの連絡も下記の連絡先からとなりますので、ご登録のほどお願い致します。

工学院大学学生自治会常任委員会八王子支部サークル局

TEL : 042-625-6614

MAIL : jichi.hachioji.circle@gmail.com

工学院大学学生自治会常任委員会新宿支部サークル局

TEL:03-3348-9659

MAIL : jichi.hachioji.circle@gmail.com